



第64回 所得税の確定申告について



私は、昨年6月から年金がもらえるようになったので、永年勤務していた会社を退職しました。昨年の収入は給与と年金と退職金ですが、所得税の確定申告の必要がありますか。



今月は、定年退職した年分の所得税の確定申告についてのご質問ですね。

所得税では、所得を発生形態などに応じて10種類に分類し、所得の種類により「総合課税制度」、「申告分離課税制度」及び「源泉分離課税制度」の3つの課税方法がとられています。また、このほかに「申告不要制度」というものもあります。

1. 課税方法等

(1)総合課税制度

各種の所得金額の合計額に応じて累進税率を乗じ、所得税額を計算する課税制度です。

(2)申告分離課税制度

他の所得と分離してそれぞれの所得別に税額を計算して申告する課税制度です。

(3)源泉分離課税制度

他の所得と分離して一定税率で源泉徴収することで納税が完結する課税制度です。

(4)申告不要制度

選択により源泉分離課税で課税関係を終了できる制度です。

2. 所得の種類等

(1)利子所得 (図の④)

預金等や特定公社債の利子などの所得が利子所得に該当します。大半は源泉分離課税制度と申告不要

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

制度で申告と納税は完了します。選択により申告分離課税制度で申告することもできます。

※外国預金の利子は総合課税制度になります。

(2)配当所得 (図の⑤、⑤)

株式等に係る配当等や公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得が該当します。大半は源泉分離課税制度と申告不要制度で申告と納税は完了します。選択により総合課税制度又は申告分離課税制度で申告することもできます。

(3)不動産所得 (図の⑦、③)

土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得が該当します。

総合課税制度で申告が必要です。

(4)事業所得 (営業等・農業) (図の⑦・①、①・②)

商・工業や漁業、農業、自営業から生ずる所得が該当します。

総合課税制度で申告が必要です。

(5)給与所得 (図の④、⑥)

俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得が該当します。給与所得は、支払い時に源泉徴収され、年末調整で所得税等が精算されるので次の方を除き申告は不要です。

申告をする場合は総合課税制度の対象となります。

イ. 給与の収入金額が2,000万円を超える方

ロ. 給与を1か所から受け、源泉徴収されている場合で、給与・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

ハ. 給与を2か所以上から受け、源泉徴収されている場合で、年末調整されていない給与の収入金額

と給与・退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える方

ニ. 同族会社の役員等で同族会社から給与のほかに店舗等の賃貸料などの支払いを受けた方

ホ. 給与について、災害減税法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方

ヘ. 在日外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで給与から源泉徴収されないこととなっている方

(6) 譲渡所得 (図の㉔・㉓、㉑)

資産の譲渡等による所得が該当します。

土地・建物および株式等の譲渡所得は申告分離課税制度の対象に、それ以外の譲渡所得は総合課税制度の対象になります。

(7) 山林所得

山林(立木)の伐採又は譲渡による所得が該当します。申告分離課税制度の対象となります。

(8) 退職所得

退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与等に係る所得が該当します。退職金受給時に支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合は源泉徴収により課税関係が終了し、確定申告は不要です。

しかし、提出していない場合や外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方は総合課税制度で確定申告が必要です。

なお、確定申告が必要ない方でも確定申告書を提出する場合には、退職所得を含めて申告する必要があります。

(9) 一時所得 (図の㉒、㉑)

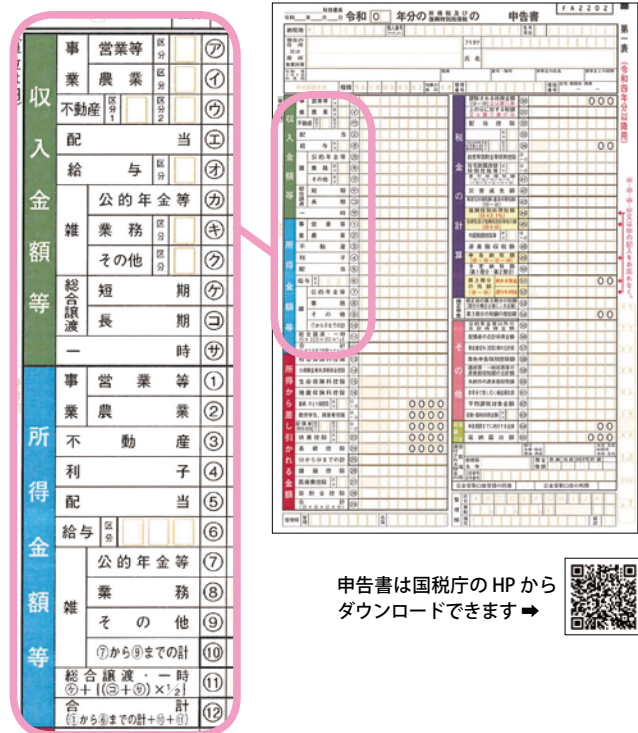
営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のもの、一時的で、かつ、役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得が該当します。保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険などの金融類似商品の所得などは源泉分離課税制度の対象ですが、それ以外は総合課税制度の対象です。

(10) 雑所得 (図の㉖・㉕・㉗、㉗・㉘・㉙・㉚)

上記(1)~(9)のいずれにも該当しない所得が該当します。

先物取引に係る所得は源泉分離課税制度の対象ですが、それ以外は総合課税制度の対象です。公的年金

図：申告書の様式



申告書は国税庁のHPからダウンロードできます ➡



金等に係る所得には次のような申告不要制度があります。

■ 公的年金等に係る確定申告不要制度

その年の公的年金等の収入金額が 400 万円以下でその年の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には確定申告は不要です。

3. ご質問の場合

(1) 退職金について

退職時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出してある場合は、源泉徴収により課税関係は終了し、申告は不要です。

(2) 給与と年金について

次のイ、ロのいずれかに該当する場合は、確定申告は不要です。

イ. 給与所得が年末調整で課税関係が終了し、年金に係る雑所得が 20 万円以下であれば申告は不要です。

ロ. 年金収入が 400 万円以下で給与所得が 20 万円以下であれば申告は不要です。

▶ さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁 HP をご覧になるか、武蔵野銀行の各支店の窓口・ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。